

架線集材機械を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2022年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 （小） コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
2022	2	14 ～ 16	木材伐出現場にて集材ウインチ機により集材作業を行っており、集材後に玉掛けワイヤーを外した後に次の集材作業の準備をするため右旋回したところ、集材ウインチ機が谷側に傾き、次の材に玉掛けワイヤーを掛けたため待機していた被災者に集材ウインチ機のバケットが当たり下敷きとなったもの。	060201	6	1 ～ 9
2022	10	8 ～ 10	立木の皆伐作業現場において、被災者は集材ウインチ機（グラップル機のブーム下部にドラムのあるウインチを備えたもの）を使用し、当該機械より上方の斜面に倒れていた伐木を林道に引き出す作業を行っていた。伐木にワイヤーを括りつけてウインチを巻き上げたところ、伐木がワイヤーからはずれ、当該機械の運転席に滑り落ちた。落ちてきた伐木が運転席の開かれた状態のドアを通過して被災者の右わき腹を貫通したもの。	060201	6	30 ～ 49
2015	2	10 ～ 11	林道上に岩石等が落下しており通行の妨げとなるため、林道上で重機運搬車から集材ウインチ機を下ろし、集材ウインチ機のブレードで岩石等を排除することとした。同僚が重機運搬車の油圧装置を操作し、荷台の前立板の左右にあるジャッキを伸ばして荷台後端を傾け、道板2枚を地面に下げた後、被災者が集材ウインチ機の運転席に乗り込み、当該機械の運転を開始した。その時、被災者は、谷に集材ウインチ機ごと約14.5m墜落した。	60201	1	1 ～ 9

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_02.html